第八条第一項の表改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条の項を次のように改める。

改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条	支給する退職共済年金	支給する旧職域加算退職給付（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
	当該退職共済年金	当該旧職域加算退職給付
	組合員期間には	旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）には

第八条第一項の表改正前昭和六十年国共済改正法附則第十九条第一項の項中「組合員期間は」を「退職共済年金」に、「旧国共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）は」を「旧職域加算退職給付」に改め、同表改正前昭和六十年国共済改正法附則第十九条第二項及び第三項並びに第三十二条の項中「附則第十九条第二項及び第三項並びに第三十二条第一項」に改め、同表に次のように加える。

改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項ただし書	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
	公務等による遺族共済年金	公務等による旧職域加算遺族給付
改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第二項	組合員期間	旧国共済施行日前期間
改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第三項	退職共済年金の職域加算額	旧職域加算退職給付
	障害共済年金の職域加算額	旧職域加算障害給付
	遺族共済年金の職域加算額	旧職域加算遺族給付
	組合員期間	旧国共済施行日前期間

第十条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」に改める。

第十五条第二項中「（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）をいう。第百三十九条において同じ。）」を削る。

第百三十八条第一項第五号中「（改正後厚生年金保険法）」を「（厚生年金保険法）」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置の一部改正）

第九条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し及び同条中「改正前地共済法の」を削り、同条の表第七十八条の見出しの項中「第七十八条」を「改正前地共済法第七十八条」に改め、同表第七十八条第一項の項中「第七十八条第一項」を「改正前地共済法第七十八条第一項」に改め、同表第七十八条第二項の項中「第七十八条第二項」を「改正前地共済法第七十八条第二項」に改め、同表第八十四条の前の見出しの項中「第八十四条」を「改正前地共済法第八十四条」に改め、同表第八十四条第一項の項中「第八十四条第一項」を「改正前地共済法第八十四条第一項」に改め、同表第八十四条第二項の項中「第八十四条第二項」を「改正前地共済法第八十四条第二項」に改め、同表第八十五条第一項の項中「第八十五条第一項」を「改正前地共済法第八十五条第一項」に改め、同表第八十五条第二項及び第八十六条第一項の項中「第八十五条第二項」を「改正前地共済法第八十五条第二項」に改め、同表第八十六条第二項の項中「第八十六条第二項」を「改正前地共済法第八十六条第二項」に改め、同表附則第十八条の二の見出し、同条第一項及び第三項、第十九条の前の見出し、同条、第二十四条の二の前の見出し、同条第一項及び第三項、第二十六条の見出し並びに同条第二項から第四項までの項中「附則第十八条の二」を「改正前地共済法附則第十八条の二」に改め、同表に次のように加える。

改正前地共済施行法第二条第一項第一号	地方公務員等共済組合法	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法
改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第一号	第一条の規定による改正後	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前
改正前昭和六十年地共済改正法附則第十三条の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項	第七十八条、第九十九条第一項、第四号、附則第十九条、第二十四条の二第一項、附則第二十六条第一項から第四項まで及び第十二項並びに附則第二十八条の十三第一項	附則第二十六条第二項から第四項まで
改正前昭和六十年地共済改正法附則第十三条第二項	第七十八条、第九十九条第一項、第四号、附則第十九条、第二十四条の二第一項、附則第二十六条第一項、附則第二十二項並びに附則第二十八条の十三第一項	附則第二十六条第二項
改正前昭和六十年地共済改正法附則第十三条第三項	二十五年未満である者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。次項において同じ。）	十年未満である者